



人 事 委 員 会 年 報

平成 2 4 年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
①開催回数	1
②議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	8
①規則	8
②告示	9
③通知	10
(4) 条例案に対する意見の提出	11
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	12
(2) 事務分掌	12
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	13
①実施日程	13
②受験資格	14
③試験方法	15
④実施結果	16
⑤採用候補者名簿からの選択結果	18
(2) 採用選考	19
(3) 昇任選考	21
(4) 臨時的任用の承認	21
(5) 任期付職員の採用の承認	22
(6) 定年制度	22
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	23
①県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査	23
②職員の給与等に関する報告及び勧告	23
③人事統計報告	25
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	25
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	26
①人事委員会が職権を行使する事業場一覧	26
②福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	28
(2) 労働基準監督機関の職権行使	29
(3) 事業場調査	29
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	30
(2) 勤務時間関係	30
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	30
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	31
①措置要求の処理状況	31
②平成24年度審査等の結果	31
(2) 不利益処分審査請求関係	31
①不服申立ての処理状況	31
②平成24年度審査等の結果	32
(3) 苦情相談関係	32
①任命権者別	32
②相談内容	32
(4) 公平委員会事務受託関係	32
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	33
(2) 職員団体の登録等	36

1 人事委員会

(1) 人事委員

職	氏 名	就任年月日	任期満了期日	前 職 等
委員長	簗田 孝行	平成20. 10. 17 〔委員長就任〕 平成23. 8. 3	平成28. 10. 16	(現) 弁護士
委 員	井手 和英	平成21. 12. 24	平成25. 12. 23	(現) 株式会社筑邦銀行 取締役会長
委 員	福田 雅汎	平成23. 8. 1	平成27. 7. 31	(元) 福岡県東京事務所長

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

(2) 人事委員会の開催状況

①開催回数

	開 催 回 数			議 事 事 項 数				
	定例会	臨時会	計	議案	報告事項	協議事項	その他の事項	計
平成 24 年 4 月	2		2	5			1	6
5 月	3		3	1			2	3
6 月	3		3	2			2	4
7 月	3		3	5			1	6
8 月	3		3	5		1	4	10
9 月	3	2	5	6		4	1	11
10 月	3		3	4			2	6
11 月	3		3	8			1	9
12 月	3		3	5				5
平成 25 年 1 月	2		2	3			1	4
2 月	3		3	6		1	1	8
3 月	3		3	18			4	22
計	34	2	36	68	0	6	20	94

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (24. 4. 9)	【議案】 1 選考職の承認について 2 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第 2 条第 2 項ただし書の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員の職の指定について 3 解雇予告除外認定について
第 2 回定例会 (24. 4. 24)	【議案】 4 平成 2 4 年度福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・経験者）試験の施行決定について 5 平成 2 4 年度福岡県職員採用選考試験（前期）の実施決定について 【その他の事項】 ※ 平成 2 4 年職種別民間給与実態調査について
第 3 回定例会 (24. 5. 2)	【議案】 6 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則及び公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 4 回定例会 (24. 5. 15)	【その他の事項】 ※ 県費負担教職員の懲戒処分について
第 5 回定例会 (24. 5. 24)	【その他の事項】 ※ 地方公務員制度改革（素案）について
第 6 回定例会 (24. 6. 5)	【その他の事項】 ※ 地方公務員制度改革（素案）に対する要望・意見について
第 7 回定例会 (24. 6. 13)	【その他の事項】 ※ 平成 2 4 年度福岡県職員採用大学卒業程度（Ⅰ類）・短大卒業程度（Ⅱ類）農業試験及び選考試験（前期）の受験申込受付結果について
第 8 回定例会 (24. 6. 25)	【議案】 7 採用選考（文化財専門技師）について 8 解雇予告除外認定について
第 9 回定例会 (24. 7. 4)	【議案】 9 第 1 5 7 回福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類農業）試験の第 1 次試験合格者の決定について 【その他の事項】 ※ 県費負担教職員の懲戒処分について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 10 回定例会 (24. 7. 11)	【議案】 10 採用選考について 11 平成 24 年度福岡県職員採用選考試験（前期）の第 1 次試験合格者の決定について 12 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 11 回定例会 (24. 7. 23)	【議案】 13 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 12 回定例会 (24. 8. 6)	【その他の事項】 ※ 平成 24 年職種別民間給与実態調査の実施結果について
第 13 回定例会 (24. 8. 20)	【議案】 14 採用選考について 15 第 157 回福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類農業）試験の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 16 平成 24 年度福岡県職員採用選考試験（前期）の最終合格者の決定について 17 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則及び福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 【その他の事項】 ※ 公務労協公務員連絡会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 平成 24 年人事院勧告について ※ 県費負担教職員の懲戒処分について
第 14 回定例会 (24. 8. 28)	【議案】 18 採用選考について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について（第 1 回協議）
第 15 回定例会 (24. 9. 3)	【議案】 19 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について（第 2 回協議）

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 16 回定例会 (24. 9. 11)	【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について (第3回協議) 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について
第 1 回臨時会 (24. 9. 19)	【議案】 20 議会に提出された条例案に対する意見について 21 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則及び福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について (第4回協議)
第 2 回臨時会 (24. 9. 24)	【議案】 22 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について 【その他の事項】 ※ 平成24年人事委員会勧告について
第 17 回定例会 (24. 9. 28)	【議案】 23 選考職の承認及び身体障害者を対象とする採用選考試験の実施について 24 平成24年度福岡県職員採用選考試験（後期）の実施決定について 【協議事項】 ※ 平成24年9月5日付け再審請求について
第 18 回定例会 (24. 10. 5)	【議案】 25 第159回福岡県職員採用（Ⅱ類・Ⅲ類）試験の第1次試験合格者の決定について 【その他の事項】 ※ 元県費負担教職員からの審査請求について
第 19 回定例会 (24. 10. 12)	【議案】 26 第158回福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の第1次試験合格者の決定について 27 再審の請求の却下について 28 懲戒処分に係る審査請求の受理について
第 20 回定例会 (24. 10. 29)	【その他の事項】 ※ 各都道府県の平成24年人事委員会勧告の状況等について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 21 回定例会 (24.11. 6)	【議案】 29 一般任期付職員の採用の承認について
第 22 回定例会 (24.11.14)	【議案】 30 昇任選考について 31 平成 2 4 年度福岡県職員採用選考試験（後期）の第 1 次試験合格者の決定について
第 23 回定例会 (24.11.30)	【議案】 32 第 1 5 8 回福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 33 第 1 5 9 回福岡県職員採用（Ⅱ類・Ⅲ類）試験の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 34 平成 2 4 年度福岡県職員採用（Ⅰ類）試験の施行決定について 35 福岡県職員の職の任用格付表の一部改正について 36 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ほか 2 規則の制定について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 24 回定例会 (24.12. 6)	【議案】 37 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 25 回定例会 (24.12.17)	【議案】 38 平成 2 4 年度福岡県職員採用選考試験（後期）の最終合格者の決定について 39 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 40 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
第 26 回定例会 (24.12.25)	【議案】 41 平成 2 4 年（不）第 1 号事案に係る審査事務の委任について
第 27 回定例会 (25. 1.17)	【議案】 42 平成 2 4 年度身体障害者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第 1 次試験合格者の決定について 43 宿直又は日直勤務の許可について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 28 回定例会 (25. 1. 28)	【議案】 44 警察官採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 【その他の事項】 ※ 各都道府県の平成 2 4 年人事委員会報告・勧告の実施状況について
第 29 回定例会 (25. 2. 5)	【議案】 45 平成 2 5 年度福岡県警察官採用試験の施行決定について
第 30 回定例会 (25. 2. 13)	【議案】 46 採用選考について 47 昇任選考について 48 第 1 6 0 回福岡県職員採用（Ⅰ類土木）試験の第 1 次試験合格者の決定について 49 平成 2 4 年度身体障害者を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 【その他の事項】 ※ 平成 2 5 年 1 月 2 5 日付け措置要求について
第 31 回定例会 (25. 2. 25)	【議案】 50 条例案に対する意見について 【協議事項】 ※ 勤務条件に関する措置要求について（平成 2 5 年 1 月 2 5 日付け措置要求）
第 32 回定例会 (25. 3. 5)	【議案】 51 第 1 6 0 回福岡県職員採用（Ⅰ類土木）試験の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 52 福岡県職員の職の任用格付表の一部改正について 53 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ほか 2 規則の制定について 54 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 55 議会に提出された条例案に対する意見について 56 勤務条件に関する措置要求の受理について 57 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について ※ 県費負担教職員の懲戒処分について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 33 回定例会 (25. 3. 21)	【議案】 58 採用選考について 59 昇任選考について 60 一般任期付職員の採用の承認について 61 福岡県職員の職の任用格付表の一部改正について 62 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ほか 7 規則 1 訓令の制定について 63 解雇予告除外認定について
第 34 回定例会 (25. 3. 28)	【議案】 64 事務局職員の発令について 65 特定任期付職員の採用の承認について 66 職員採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正につ いて 67 審査の分離について 68 審査の打切り決定について 【その他の事項】 ※ 県費負担教職員の懲戒処分について ※ 平成 2 5 年（措）第 1 号事案の取下げについて

(3) 例規の制定改廃状況

①規則

規則 番号	規 則 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
24年 9	福岡県職員の給与に関する 条例等の施行に関する規則 の一部を改正する規則	派遣された職員の地域手当に 関する規定の整備	24. 5. 7 公布 (24. 4. 1 適用)
10	公益的法人等への福岡県職 員の派遣等に関する規則の 一部を改正する規則	派遣先団体の名称の変更	24. 5. 7 公布 (24. 5. 7 施行) (24. 4. 1 適用)
11	公益的法人等への福岡県職 員の派遣等に関する規則の 一部を改正する規則	派遣先団体の名称の変更及び 削除	24. 7. 17 公布 (24. 7. 17 施 行)
12	福岡県職員の勤務時間、休 暇等に関する規則の一部を 改正する規則	ドナー休暇の改正（末梢血幹 細胞移植登録申し出等を取得 要件に追加）	24. 8. 3 公布 (24. 8. 3 施行)
13	福岡県職員の給与に関する 条例等の施行に関する規則 の一部を改正する規則	規則により難しい事情がある場 合の取扱いに関する規定の整 備	24. 8. 21 公布 (24. 8. 10 適 用)
14	福岡県警察職員の特殊勤務 手当に関する条例の施行規 則の一部を改正する規則	特殊勤務手当条例の改正に伴 う規定の整備	24. 10. 12 公布 (24. 10. 12 施 行)
15	福岡県の職員の管理職手当 に関する規則の一部を改正 する規則	知事部局の組織改正に伴う規 定の整備	24. 11. 30 公布 (24. 12. 1 施 行)
16	管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規 定の整備	24. 11. 30 公布 (24. 12. 1 施 行)
17	福岡県の職員の級別標準職 務を定める規則の一部を改 正する規則	知事部局の組織改正に伴う規 定の整備	24. 11. 30 公布 (24. 12. 1 施 行)
18	福岡県職員の給与に関する 条例等の施行に関する規則 の一部を改正する規則	単身赴任手当等に関する人事 院規則の改正に伴う規定の整 備	24. 12. 18 公布 (24. 12. 18 施 行)
19	福岡県職員の勤務時間、休 暇等に関する規則の一部を 改正する規則	父親育児休暇の改正（取得期 間の拡大）及び子の看護休暇 の改正（取得要件を追加し子 育て支援休暇として整備）	24. 12. 28 公布 (25. 4. 1 施行)

25年 1	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	高位の号給からの昇格の際の号給を現行より下位に設定	25.3.15公布 (25.4.1施行)
2	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.3施行)
3	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.3施行)
4	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.3施行)
5	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	議会事務局の組織改正に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.1施行)
6	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	議会事務局の組織改正に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.1施行)
7	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	議会事務局の組織改正及び研究職給料表級別標準職務表の改正に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.1施行)
8	平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則	給与条例の改正による研究職給料表の経過的特例に関する規定の整備	25.3.29公布 (25.4.1施行)
9	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	自宅に係る住居手当の廃止に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.1施行)
10	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	獣医師に係る初任給調整手当の支給期間の延長に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.4.1施行)
11	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	特殊勤務手当条例の改正に伴う規定の整備	25.3.29公布 (25.3.29施行)
12	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	海事職員級別資格基準表(一)の資格基準の整備	25.3.29公布 (25.4.1施行)

②告示

該当なし

③通知

給与関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
24人委給 第752号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	単身赴任手当等に関する給与条例の施行規則の改正に伴う規定の整備	24. 12. 17 24. 12. 18
24人委給 第892号	「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	職業能力開発促進法施行規則の改正に伴う学歴免許等資格区分表の規定の整備	25. 3. 7 25. 3. 7
24人委給 第904号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	自宅に係る住居手当の廃止等に伴う規定の整備	25. 3. 29 25. 4. 1

服務・勤務時間関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
24人委給 第21号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	ボランティア休暇の取得要件となる人事委員会が定めるもの（障害者支援施設等）の根拠法令である障害者自立支援法及び介護保険法の改正に伴う規定の整備	24. 4. 16 24. 4. 16
24人委給 第702号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	休憩時間の一斉付与を適用除外とする勤務の指定	24. 11. 7 24. 11. 18
24人委給 第779号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	子の看護休暇（子育て支援休暇）に係る規則改正に伴う規定の整備	25. 1. 28 25. 4. 1

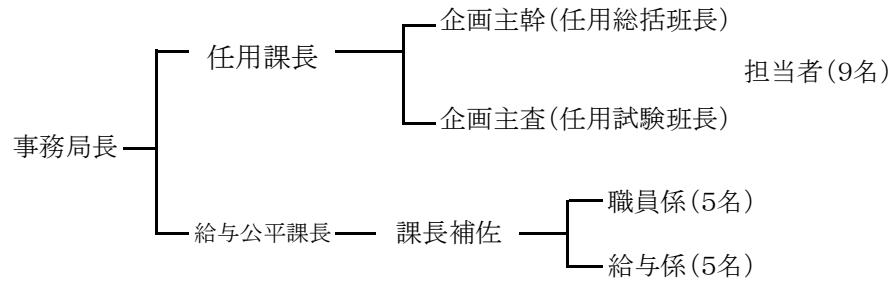
(4) 条例案に対する意見の提出

提出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
24. 9. 19	131	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
25. 2. 26	26	福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
25. 3. 5	24	福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	25	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	43	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	46	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

2 人事委員会事務局

(1) 組織（平成25年4月1日現在）

〔定数 25名〕
〔現員 25名〕



(2) 事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任用試験課	任用試験班	○委員及び委員会の会議に関すること ○職員採用の競争試験に関すること ○職員の採用選考に関すること ○職員の昇任選考に関すること ○職員の定年等に関すること ○人事制度の総合的調査研究に関すること ○人事行政の運営等の状況の公表に関すること ○財務会計に関すること
給与公平課	職員係	○勤務時間その他の勤務条件に関すること ○不利益処分の不服申立ての審査に関すること ○勤務条件に係る措置要求の審査に関すること ○職員団体等に関すること ○労働基準監督機関の職権行使に関すること
	給与係	○給与制度に関すること ○給与勧告に関すること ○民間給与の調査に関すること ○人事統計報告の作成に関すること

3 任用関係業務

(1) 採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日	第2次試験日	名簿 確定日	
I 類	定期	4月24日	5月1日	5月21日 ～6月1日	6月24日	7月13日 ～8月1日	8月20日	
経験者	定期	4月24日	5月1日	7月19日 ～7月29日	9月2日	11月3日 ～11月4日	11月30日	
II 類	定期	4月24日	5月1日	8月13日 ～8月24日	9月23日	10月17日 ～11月13日	11月30日	
III 類	定期	4月24日	5月1日	8月13日 ～8月24日	9月23日	10月17日 ～11月9日	11月30日	
警察官A (男性)	第1回	定期	1月26日	2月8日	4月2日 ～4月23日	5月13日	6月28日 ～7月12日	8月10日
	第2回	定期	1月26日	2月8日	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日 ～11月20日	12月25日
警察官A (女性)		定期	1月26日	2月8日	4月2日 ～4月23日	5月13日	6月28日 ～7月12日	8月10日
警察官A (武道 指導)	第1回	定期	1月26日	2月8日	4月2日 ～4月23日	5月13日	7月10日	8月10日
	第2回	定期	1月26日	2月8日	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日	12月25日
警察官B (男性)		定期	1月26日	2月8日	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日 ～11月20日 ¹	12月25日
警察官B (女性)		定期	1月26日	2月8日	8月6日 ～8月27日	9月16日	11月2日 ～11月20日	12月25日
警察官C		定期	1月26日	2月8日	4月2日 ～4月23日	5月13日	7月10日	8月10日
I 類		臨時	11月30日	11月30日	1月7日 ～1月18日	2月3日	2月20日 ～2月27日	3月5日

(参考) 平成25年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度 (I 類) 6月30日

民間企業等職務経験者 9月1日

短大・高校卒業程度 (II・III類) 9月29日

警察官A (第1回男性・女性・第1回武道指導・特別募集男性) 5月12日

警察官B (特別募集男性) 5月12日

警察官C 5月5日

警察官A (第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月22日

警察官B (男性・女性) 9月22日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
Ⅰ 類	行政、学校事務、 児童福祉、土木、 建築、機械、電気、 農業、林業、水産、 獣医師、薬剤師	年 齢	獣医師 薬剤師	①昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 ②平成元年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者
			上記以外	①昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 ②平成3年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者
		資格・ 免許	獣医師 薬剤師	それぞれの免許を有する者又は平成25年5月までに免許を取得する見込みの者
			児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は平成25年3月までに資格を取得する見込みの者
Ⅱ 類	行政事務、学校事務、 警察事務、農業	昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者		
Ⅲ 類	一般事務、学校事務、 警察事務、土木	平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 (ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。)		
経験者	行政	昭和52年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者で、平成24年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者		
警察官A (男性)		昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者		
警察官A (女性)		昭和57年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者		
警察官A (武道指導)		次の①及び②のいずれにも該当する者 ①昭和57年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者		
警察官B (男性)		昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学の卒業者又は大学を平成24年3月までに卒業見込みの者を除く。		
警察官B (女性)		昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学の卒業者又は大学を平成25年3月までに卒業見込みの者を除く。		
警察官C	経済 語学(北京語) 情報工学	次の①及び②のいずれにも該当する者 ① 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者又は平成3年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者若しくは大学を平成25年3月までに卒業見込みの者 ② 受験申込日現在、一定の専門的な資格等又は実務経験を有する者		

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次試験
I 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	論 文 試 験 人 物 試 験 身 体 検 査 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	
III 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問） （土木のみ）	作 文 試 験 人 物 試 験 身 体 検 査 受験資格等の調査
経験者	教養試験……択一式（４０問） 論文試験	論 文 試 験 人 物 試 験 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 A （男性・女性） 警察官 B （男性・女性）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 （警察官 A〔男性、女性〕） 作文試験 （警察官 B〔男性、女性〕） 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 A （武道指導）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 C	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（３０問）、 記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	競争率
				受験者数	合格者数		
I 類	行 政	30	1,078 (112)	614 (66)	62 (6)	34 (9)	18.1
	学校事務	26	477 (20)	338 (11)	58 (1)	29 (2)	11.7
	児童福祉	4	31 (1)	22 (1)	12 (1)	4	5.5
	土 木	4	60 (12)	24 (6)	12 (1)	6 (2)	4.0
	建 築	4	32 (4)	15 (3)	10 (3)	4 (2)	3.8
	機 械	2	27 (6)	15 (5)	6 (3)	2 (3)	7.5
	電 気	2	26 (3)	15 (2)	6	3 (3)	5.0
	化 学	—	—	—	—	—	—
	農 業	11	114 (11)	83 (7)	33 (1)	14 (3)	5.9
	農業土木	—	—	—	—	—	—
	林 業	1	18 (4)	10 (3)	3	1 (2)	10.0
	畜 産	—	—	—	—	—	—
	水 産	1	31 (6)	22 (4)	3	1	22.0
	獣 医 師	5	9 (3)	8 (2)	7 (2)	6	1.3
	薬 剤 師	2	28 (1)	25 (1)	6 (1)	2	12.5
	栄 養 士	—	—	—	—	—	—
	合 計	92	1,931 (183)	1,191 (111)	218 (19)	106 (26)	11.2
II 類	行政事務	34	746	490	70	40	12.3
	学校事務	17	271	191	47	19	10.1
	警察事務	14	221	157	42	18	8.7
	農 業	1	24 (1)	21 (1)	3	1	21.0
	栄 養 士	—	—	—	—	—	—
	合 計	66	1,262 (1)	859	162	78	11.0
III 類	一般事務	30	498	346	61	37	9.4
	学校事務	11	164	122	32	11	11.1
	警察事務	6	101	81	18	8	10.1
	土 木	1	8	2	0	—	—
	建 築	—	—	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—	—	—
	電 気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—
	合 計	48	771	551	111	56	9.8
経験者	行 政	10	878 (217)	525 (125)	30 (17)	11 (9)	47.7
総 計		216	4,842 (401)	3,126 (236)	521 (36)	251 (35)	12.5

* () は、東京会場における数で内数

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	競争率
				受験者数	合格者数		
警察官	警A(男性)第1回	179	3,006	2,109	853	234	9.0
	警A(男性)第2回	71	1,684	1,002	300	79	12.7
	警A(女性)	33	795	444	146	47	9.4
	警A(武道指導)第1回	3	2	2	2	1	2.0
	警B(男性)	101	2,209	1,518	505	149	10.2
	警B(女性)	13	553	278	67	18	15.4
	警A(武道指導)第2回	2	3	3	1	1	3.0
	警C	6	33	18	11	4	4.5
	合計	408	8,285	5,374	1,885	533	10.1

(合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	競争率
				受験者数	合格者数		
I 類		92	1,931	1,191	218	106	11.2
II 類		66	1,262	859	162	78	11.0
III 類		48	771	551	111	56	9.8
経験者		10	878	525	30	11	47.7
合計		216	4,842	3,126	521	251	12.5
警察官		408	8,285	5,374	1,885	533	10.1
総計		624	13,127	8,500	2,406	784	10.8

(臨時)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	競争率
				受験者数	合格者数		
I 類	土木	15	188	132	74	38	3.5

(定期・臨時の合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	競争率
				受験者数	合格者数		
I 類		107	2,119	1,323	292	144	9.2
II 類		66	1,262	859	162	78	11.0
III 類		48	771	551	111	56	9.8
経験者		10	878	525	30	11	47.7
合計		231	5,030	3,258	595	289	11.3
警察官		408	8,285	5,374	1,885	533	10.1
総計		639	13,315	8,632	2,480	822	10.5

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(平成25年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行政	34	26	8	0
	学校事務	29	28	1	0
	児童福祉	4	4	0	0
	土木	44	44	0	0
	建築	4	4	0	0
	機械	2	1	1	0
	電気	3	2	1	0
	農業	14	13	1	0
	林業	1	1	0	0
	水産	1	1	0	0
	獣医師	6	5	0	1
	薬剤師	2	2	0	0
	計	144	131	12	1
II 類	行政事務	40	37	3	0
	学校事務	19	13	6	0
	警察事務	18	14	4	0
	農業	1	1	0	0
	計	78	65	13	0
III 類	一般事務	37	32	5	0
	学校事務	11	9	2	0
	警察事務	8	6	2	0
	計	56	47	9	0
経験者	行政	11	7	4	0
職員 計		289	250	38	1
警察官	警察官A(男性)	313	232	78	3
	警察官A(女性)	47	37	10	0
	警察官A(武道指導)	2	2	0	0
	警察官B(男性)	149	118	30	1
	警察官B(女性)	18	12	2	4
	警察官C	4	3	1	0
	計	533	404	121	8
総 計		822	654	159	9

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第12条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験、身体検査その他の方法によって行われる。

平成24年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第12条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委員会	警 察 本部長	その他	計
第1号 (係長以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	1	2	2		2 1 2
第2号 (割愛)						
第3号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 上級係員相当職 係員相当職	2 1 1 3 1	1 1 1	3 1		2 5 1 3 2
第4号 (かつて職員であった者)		4		4		8
第5号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 上級係員相当職 係員相当職	4 23 9 16 21 1	1 1 9 1 2			1 5 32 9 17 21 3
第6号 (選考職)	医師 研究 化学 職員 法医 自動車整備士 少年補導員 学芸員 楽士	8		1 1 3 1 3 1		8 1 1 3 1 3 1
第7号及び第8号 (前各号に掲げるもの以外)	文化財専門技師		1			1
合 計		94	22	17		133

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考及び身体障害者を対象とする採用選考の平成24年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	競争率
			受験者数	合格者数		
保健師	1	21	13	3	1	13.0
研 究 職 員	4	120	83	12	4	20.8
児童自立支援専門員	1	18	13	3	1	13.0
合 計	6	159	109	18	6	18.2

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	競争率
			受験者数	合格者数		
看護師	4	5	4	4	4	1.0
保育士	2	33	18	6	2	9.0
職業指導員	1	2	2	1	0	—
船員	2	16	12	6	2	6.0
合 計	9	56	36	17	8	4.5

〔身体障害者別枠選考〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	競争率
			受験者数	合格者数		
一 般 事 務	4	21	18	12	4	4.5
学 校 事 務	1	3	3	2	1	3.0
警 察 事 務	3	6	4	2	1	4.0
合 計	8	30	25	16	6	4.2

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、平成24年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	合 計
知 事	一般行政職(事務)	6	17	38	125	126	312
	一般行政職(技術)	3	8	23	44	70	148
	海事職						
	医療職(一)	1	1		1	2	5
	医療職(二)		2	5	7	13	27
	医療職(三)			1	5	3	9
	研究職		2	5	7	15	29
		10	30	72	189	229	530
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)	1		5	9	13	28
	一般行政職(技術)			1		3	4
	海事職				1		1
	医療職(二)						
	学校事務			4	27	24	55
		1		10	37	40	88
警 察 本 部 長	一般行政職(事務)		1	4	9	20	34
	一般行政職(技術)				1	4	5
	海事職						
	医療職(一)					1	1
	研究職			1	1	1	3
	公安職		18	43			61
			19	48	11	26	104
合 計		11	49	130	237	295	722

(4)臨時的任用の承認

任命権者は、緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は欠員の場合において、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができるとされている。(福岡県の職員の任用に関する規則第43条及び第44条)

平成24年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分	任 用	更 新
任命権者		
知 事	329	27
教育委員会	118	108
警 察 本 部	22	
そ の 他		
合 計	469	135

(5)任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならないが、平成24年度の承認件数は、29件である。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6)定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定に基づき、定年に達した職員の勤務延長、定年退職者の再任用及び再任用の任期の更新の状況について任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動については人事委員会の承認を得ることとしている。

平成24年度の勤務延長は1件、再任用件数は624件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長			1	1
再 任 用	374	221	29	624
更 新	267	129	16	412

4 給与関係業務

(1) 給与に関する報告及び勧告

① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)

職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「平成24年県職員給与等実態調査」及び「平成24年職種別民間給与実態調査」を行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(平成24年9月)」の参考資料を参照

② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)

平成24年9月27日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

○勧告のポイント

- ・ 月例給、ボーナスともに改定なし
月例給は、民間給与との較差(△0.02%)が極めて小さいため、改定なし
- ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)も、民間の支給割合と均衡し、改定なし
- ・ 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し
- ・ 自宅に係る住居手当は、本県の実情を考慮した上で廃止

(ア) 民間給与との較差及び給与制度の改正

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民 間	職 員	較 差
385,148円	385,243円	△95円(△0.02%)

(b) 期末・勤勉手当

民 間	職 員	差
3.95月	3.95月	0.00月

b 給与制度の改正

(a) 昇給・昇格制度

- 55歳を超える職員(医療職給料表(一)は57歳を超える職員)の昇給について、標準の勤務成績では昇給しないこととする。
- 高位の号給からの昇格について、昇格の際の号給を現行より下位の号給に設定することとする。

(b) 住居手当

自宅に係る住居手当は、本県の実情を考慮した上で廃止。

(c) 実施時期

平成25年4月1日

(イ) 意見

a 給与について

(a) 昇給・昇格制度

50 歳台後半層の昇給・昇格制度については、本年の人事院勧告で、50 歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で早急に改正を行うこととされた。本県の昇給・昇格制度は、国の取扱いに準じており、また、本県の給与水準も、国と同様に 50 歳台後半層においても上昇していることなどを踏まえると、国の取扱いに準じた見直しが必要である。

(b) 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、国が平成 21 年に廃止して以降、全国の都道府県のうち廃止済み又は廃止を決定したのが、本年4月時点で 30 団体となり、今後も増加していくものと考えられる。また、自宅居住者に対して手当を支給する県内民間事業所が漸次減少傾向にあることなどを総合的に勘案すると、制度として存続させることは困難であり、廃止せざるを得ない。なお、廃止に当たっては、本県の実情を考慮する必要がある。

b 勤務環境の整備等について

(a) 時間外勤務の縮減については、依然として長時間の時間外勤務を行っている部署や職員が一部見受けられ、取組を徹底していく必要がある。特に管理監督者は、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを自覚し、勤務時間管理の徹底などの具体的な取組を率先して進めることが求められる。

(b) メンタルヘルス対策については、予防及び不調者の早期発見と適切な対応が重要である。特に管理監督者の役割が重要であり、職員のストレスの適切な把握に努めるとともに、相談しやすい職場環境づくりなどに努める必要がある。

(c) 職業生活と家庭生活の両立支援については、男性職員の出産・育児休暇の取得や育児休業の取得率向上等を図るため、休暇・休業制度や特定事業主行動計画内容の周知徹底に努めるとともに、父親となる男性職員はもとより、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の一層の強化を図っていく必要がある。

c 人事評価制度について

本県(知事部局)での新たな人事評価制度は、これまで職員の人材育成や効果的・効率的な行政運営を主眼として、評価方法等の改善が重ねられてきた。複雑化、困難化する行政課題に的確に対応していくためには、職員の士気の向上や組織の活性化を図ることが肝要であり、職員の理解と納得を得ながら、評価結果を給与に適切に反映させる取組を早急に進める必要がある。

d 高齢期の職員の雇用確保について

政府は、本年3月、国家公務員の雇用と年金の接続について、再任用の義務化により対応とする基本方針を決定した。地方公務員についても、国家公務員の基本方針を踏まえた法改正が検討されており、本県においても、国や他の都道府県の動向に留意しながら、平成 26 年 4 月からの新たな再任用が円滑に行えるよう適切に対応していく必要がある。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(平成24年9月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

平成24年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

(ア) 人員、平均年齢、平均経験年数

	適用人員(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)
全給料表	48,973	43.9	21.7
行政職給料表	8,977	43.1	21.3
医療職給料表(一)	45	45.8	21.1
医療職給料表(二)	454	44.4	21.5
医療職給料表(三)	310	46.8	24.7
研究職給料表	333	42.5	19.4
公安職給料表	10,457	38.5	17.3
教育職給料表(二)	6,555	47.3	24.7
教育職給料表(三)	21,841	45.7	23.1
特定任期付職員給料表	1	65.1	45.5

(イ) 平均給与月額

	給 料	扶養手当	地域手当	計
全職員	369,257	10,119	15,026	394,402
行政職給料表適用職員	343,791	9,839	14,871	368,501

(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況(平成24年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に係る承認件数は次のとおりである。

	知 事	教育委員会	警察本部長	計
39条	2	2	1	5

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督業務

(1)事業場の区分

(平成25年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		任 命 権 者			
		知 事	教育委員会	警察本部長	その他
第12号 〔教 育〕 〔調査研究〕	156	職員研修所	教育センター	警察学校	
		公文書館	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合センター		
		高等技術専門校 (7)	青年の家		
		障害者職業能力開発校	少年自然の家 (2)		
		工業技術センター (化学繊維研究所を含む。)	九州歴史資料館		
		工業技術センター 研究所 (3)	中学校 (2)		
		農業大学校	高等学校(分校を含む。)(94)		
		農業総合試験場	中等教育学校		
		農業総合試験場 分場 (4)	視覚特別支援学校(寄宿舎を除く。)(3)		
		森林林業技術センター	聴覚特別支援学校(寄宿舎を除く。)(4)		
		水産海洋技術センター	聾学校 (1)		
		水産海洋技術センター 研究所(3)	特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)		
			養護学校(寄宿舎を除く。)(1)		

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		任 命 権 者			
		知 事	教育委員会	警察本部長	その他
別表第1に 該当しない 官公署	131	労働委員会事務局	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		本庁	教育庁教育事務所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	ふれあいの家(4)	鉄道警察隊	議会事務局
		県税事務所(12)	野外活動センター	機動捜査隊	選挙管理委員会 (事務部局)
		女性相談所		自動車運転免許 試験場 (4)	海区漁業調整委 員会事務局 (3)
		パスポートセンタ ー(支所を含む。)		交通機動隊	
		保健福祉環境事務 所、保健福祉事務所 (保護課、総務企画課医 療扶助係、社会福祉課、 監査指導課) (10)		高速道路交通警 察隊	
		精神保健福祉センタ ー		第一機動隊	
		児 童 相 談 所 (保 護課を除く。)(6)		第二機動隊	
		障害者更生相談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務所 (4)		武道館	
		中小企業振興事務 所 (4)		警 察 署 (交番、駐在 所、派出所を含む。) (34)	
		計量検定所			
		大阪事務所			
		農林事務所 (6)			
		農林事務所普及 指導センター(8)			
		病虫害防除所 (支所を含む。)			
		家畜保健衛生所(4)			
計	287	92	139	49	7

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		任 命 権 者			
		知 事	教育委員会	警察本部長	その他
第1号 (製造加工)	1			車両整備工場	
第3号 (土木建築)	32	農地開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (12) ダム建設事務所 (2) 港務所 流域下水道事務 所			
第13号 (保健衛生)	30	保健福祉環境事務 所、保健福祉事務所 (保護課、総務企画課医 療扶助係、社会福祉課、 監査指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (4) 福岡学園 筑後いずみ園 粕屋新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学校寄 宿舎 (2) 養護学校寄宿舎 (1) 特別支援学校寄 宿舎 (5)		
	63	51	11	1	—

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

平成24年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは、次のとおりである。

処 理 事 項	知事 部局	教育 委員会	警察 本部	その他	計
解雇予告除外認定		3	2		5
三六協定届	28	126			154
衛生管理者等選任報告	15	34	19	1	69
ボイラー廃止報告	1				1
クレーン設置報告	1				1

(3)事業場調査

適用事業場の中から選定した事業場に対し、勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、事業場調査(立入調査)を実施している。また、過去の調査で問題が見られた事業場については、その後の状況を確認するため、追跡調査(書面調査)を実施している(労働安全衛生法第91条)。

平成24年度における事業場調査等の件数は以下のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	11	15	5		31
追 跡 調 査		1	2		3

6 服務、勤務時間関係業務

(1) 職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

平成24年度における職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
委員等就任	3			
体育競技大会参加		3		
その他	1			

(2) 勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例又は規則、運用通知に基づく承認、協議は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
臨時職員の勤務時間、休暇等の協議	2	1	1	

(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正

ドナー休暇の見直し(H24.8.3施行)、公文書館新設による休憩時間一斉付与を適用除外とする勤務の指定(H24.11.18施行)、父親育児休暇の見直し(H25.4.1施行)及び子の看護休暇の見直し(子育て支援休暇の新設、H25.4.1施行)に伴い、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び運用通知の一部改正を行った。

7 公平審査関係業務

職員が全力をあげて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行い事案を判定し必要に応じて権限を要する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

① 措置要求の処理状況

区 分	平成23年度末 (H24.3.31) 係属件数	平成24年度		平成24年度末 (H25.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
任 用	0	1	1	0
合 計	0	1	1	0

② 平成24年度審査等の結果

平成25年1月25日付け措置要求は取り下げられた。

(2) 不利益処分審査請求関係

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分に関する不服申立てがあった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 不服申立ての処理状況

区 分		平成23年度末 (H24.3.31) 係属件数	平成24年度		平成24年度末 (H25.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	—	—	—	—
	降 任	—	—	—	—
	休 職	3	0	0	3
	分 限 免 職	3	0	0	3
懲 戒 処 分	戒 告	63,095	0	1,210	61,885
	減 給	10,204	0	127	10,077
	停 職	129	0	0	129
	懲 戒 免 職	11	2	1	12
その他（転任など）		8	0	1	7
合 計		73,453	2	1,339	72,116

② 平成24年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
平成22年(不)第1号事案(再審請求)	決定(却下) 平成24年10月12日
昭和53年(不)第8572号ほか251事案	審査の打ち切り 平成25年3月28日 (規則第13条第1項第3号、第4号、第5号及び附則第3項該当)

※昭和51年(不)第16136号事案ほか1,085事案は取り下げられた。

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や不服申立てに至らないような職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

平成24年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町
件 数	2	1	1	0

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他
件 数	1	2	1	0	0

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大刀洗町の7町である。

なお、平成24年度において、上記町職員による勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てはいずれもなされず、係属する事案もない。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

なお、平成24年度において、管理職員等の範囲について2回改正した。

本 庁

(平成25年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参事 監察監 企画監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県政情報監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室長補佐 監察員 秘書室の参事補佐、係長、事務主査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主幹、企画主査、事務主査、主任主事及び主事 総務事務センターの公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 財政課の企画主幹及び企画主査(予算の事務を行うものに限る。) 財産活用課の管理第一係長 総合政策課の総務係長 社会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課の総務係長 環境政策課の総務係長 商工政策課の総務係長 農林水産政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総務係長 総務事務センター、システム管理課、情報政策課、県民文化スポーツ課及び監視指導課の企画主幹又は企画主査(人事又は服務を担当するものに限る。)
教育委員会事務局	教育長 教育次長 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 企画広報監 参事 主幹指導主事 主幹社会教育主事 人事管理主事 課長補佐 広報公聴主幹 総務課の企画主幹、企画主査、職員団体担当の事務主査及び上席の主任主事又は主事 教職員課の給与総務係長、市町村立学校係長、県立学校係長、免許・職員係長、企画主査、免許・職員係の職員団体担当の事務主査及び上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補佐 企画主幹 係長 企画主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- 1 この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 2 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若しくは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。

- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成10年福岡県教育委員会規則第3号)第21条に規定する教育事務所以外の機関をいう。
- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、人事、服務又は給与を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
職 員 研 修 所	所長 次長
公 文 書 館	館長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
県 税 事 務 所	所長 副所長 課長
消 防 学 校	校長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女 性 相 談 所	所長
パスポートセンター	所長 支所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保 健 環 境 研 究 所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 次長 相談第一課長
福 岡 学 園	園長 庶務課長
筑 後 い ず み 園	園長 庶務課長
障害者更生相談所	所長 相談課長
粕 屋 新 光 園	園長 副園長 庶務課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
大 阪 事 務 所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、朝倉、久留米、飯塚、田川、南筑後及び八女の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分場長
病 害 虫 防 除 所	所長 支所長

機 関	職
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
森林林業技術センター	所長 部長 総務課長
水産海洋技術センター	所長 部長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
河川総合開発事務所	所長 庶務課長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長 総務課長
社会教育総合センター	所長 副理事 副所長
英彦山青年の家	所長 総務課長
少年自然の家	所長
九州歴史資料館	副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、平成24年度末現在で14団体である。

イ 平成24年度における上記事務の処理状況は、役員変更14件、規約変更2件、登録1件である。

〔登録職員団体の状況〕

(平成25年3月31日現在)

(県関係)

職員団体の名称	登 録 年月日	事務所の所在地	単一団体又は 連合体の別	法人格 の有無	組合員数
自治労福岡県職員 労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁地下1階)	単一体	有	(含現業) 6,516
福岡県高等学校教 職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出1丁目9-13	単一体	有	※933
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12-22 (教育会館内)	単一体	有	7,066
福岡県公立小中学 校事務職員組合	S44. 8.18	久留米市津福本町1779-26	単一体	無	※47
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁地下1階)	単一体	有	※1,398
福岡県教育管理職 員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9-12 福岡武田ビル5階	単一体	無	2,182
福岡県公立学校教 職員組合	S53. 2.15	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁地下1階)	単一体	有	※75
福岡県立学校事務 職員組合	S58.11.25	筑紫野市針摺東2-4-1 (筑紫高等学校内)	単一体	無	※33
福岡県高等学校水 産実習船労働組合	H24.4.13	宗像市田熊2-4-28 (十時 博一宅)	単一体	有	※10

(受託町関係)

職員団体の名称	登 録 年月日	事務所の所在地	単一団体又は 連合体の別	法人格 の有無	組合員数
自治労芦屋町職員 労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	無	185
自治労水巻町職員 労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	無	124
自治労岡垣町職員 労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町野間1-1-1 岡垣町役場内	単一体	無	※99
自治労鞍手町職員 労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字中山3705 鞍手町役場内	単一体	無	132
自治労小竹町職員 労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3349 小竹町役場内	単一体	無	※62

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（平成24年度版）

■発行年月日 平成25年8月1日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 643-3956